

各 位

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

滋賀労働局長登録教習機関〔滋第64号〕  
登録有効期間満了日：平成31年3月30日

## 車両系建設機械（解体用）運転技能講習 ご 案 内

労働安全衛生法規定により、機体重量3ト以上の車両系建設機械（解体用）〔ブレーカ・鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機〕を運転操作するときは、都道府県労働局長に登録した者が行う技能講習を修了した者のなかから作業主任者を選任し、その者に該当作業に従事する作業者の指揮、その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないこととなっています。

当支部におきましては、滋賀労働局長の登録教習機関として、この技能講習を下記要領により実施いたしますので、該当者を受講させて、有資格者の充足を図られますようご案内申し上げます。

### 1. 講 習 日 時

コース	日 程	講 習 会 場
5時間	学 科 : 8月25日（金） 9:00~13:15 実 技 : 8月25日（金） 14:15~17:15	■学 科 会 場 湖南建設会館 栗東市小柿7-8-20 ■実 技 会 場 たち建設(株)丸塚工場 栗東市六地藏70-9

### 2. 受 講 資 格（下記の両方に該当する方）

〔5時間コース〕

■満18歳以上の方

■車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者

注1）お申込の際は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了証を申込書に添付して下さい。

### 3. 受 講 料

コース	5時間コース	
会 員	受講料	25,920円
	送料代	1,040円
	合 計	26,960円
非 会 員	受講料	25,920円
	送料代	1,540円
	合 計	27,460円

## 4. 受講申込

- (1) 講習初日の10日前までに所定の受講申込書に所要の事項を記入し、受講料及び最近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真(上半身無帽)〔3.0cm×2.5cm〕1枚(スナップ写真等は不可、個人で撮影したデジタル加工写真等も不可)貼付し本人確認書類写し(免許証等の写し)を添えてお申込み下さい。
- (2) 銀行振込の場合は、受講申込書に必ず受講料振込受領書の写し(講習会名記入)を添付しお申し込み下さい。

振込口座 滋賀銀行本店 普通預金 755278  
名 義 建設業労働災害防止協会滋賀県支部 宛

- (3) 一旦提出した受講申込書及び受講料等については、一切返還いたしませんので予めご了承下さい。
- (4) 定員は20名になり次第締め切ります。

## 5. 申込方法

下記の窓口・郵送いずれかの方法でお申込み下さい。

### 窓 口

- 〔会 員〕 滋賀県建設業協会の各支部又は建災防滋賀県支部(6.お問い合わせ先)窓口まで
- 〔非会員〕 建災防滋賀県支部(6.お問い合わせ先)窓口まで

### 郵 送

- 〔共 通〕 受講料をお振込み頂き、申込書を建災防滋賀県支部(6.お問い合わせ先)まで郵送。  
申込書は滋賀県建設業協会のHPよりダウンロードできます  
〔 <http://www.yumeken.or.jp/> 〕 → トップページの [建災防について](#) をクリック

## 6. お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部事務局  
〒520-0801  
大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館1階  
電話 077-522-3232 Fax 077-522-7743

### 〔参 考〕

#### ■CPDS 認定教育

当教育はCPDS(全国土木施工管理技士会連合会)の認定教育です。  
受講証明書の発行を希望される方は技能講習申込書上部余白にCPDSと記入してください。

#### ■建設労働者確保育成助成金(経費助成・賃金助成)について

厚生労働省の助成金制度を活用すると、教育受講料の事業主負担が軽減され、経費及び賃金の給付金として講習終了後事業主に給付されます。詳細につきましては、下記をご参照下さい。

- ・助成金制度の詳細な内容について⇒厚生労働省のHP 〔 <http://www.mhlw.go.jp/> 〕  
→トップページ上部 [政策について](#) → [各種助成金・奨励金等の制度](#) → [建設労働者確保育成助成金](#)
- ・助成金の申し込みについて⇒滋賀県建設業協会のHP 〔 <http://www.yumeken.or.jp/> 〕  
→トップページの [建災防について](#) をクリック